

新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和 7 年 12 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

条 例

ページ

18 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 2

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和7年12月24日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

新潟県市町村総合事務組合条例第18号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(級及び給料) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) (略) (2) 行政職給料表の適用を受ける職員での職務の級が <u>6級</u> であるもの 7～9 (略)	(級及び給料) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) (略) (2) 行政職給料表の適用を受ける職員での職務の級が <u>5級以上</u> であるもの 7～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。